

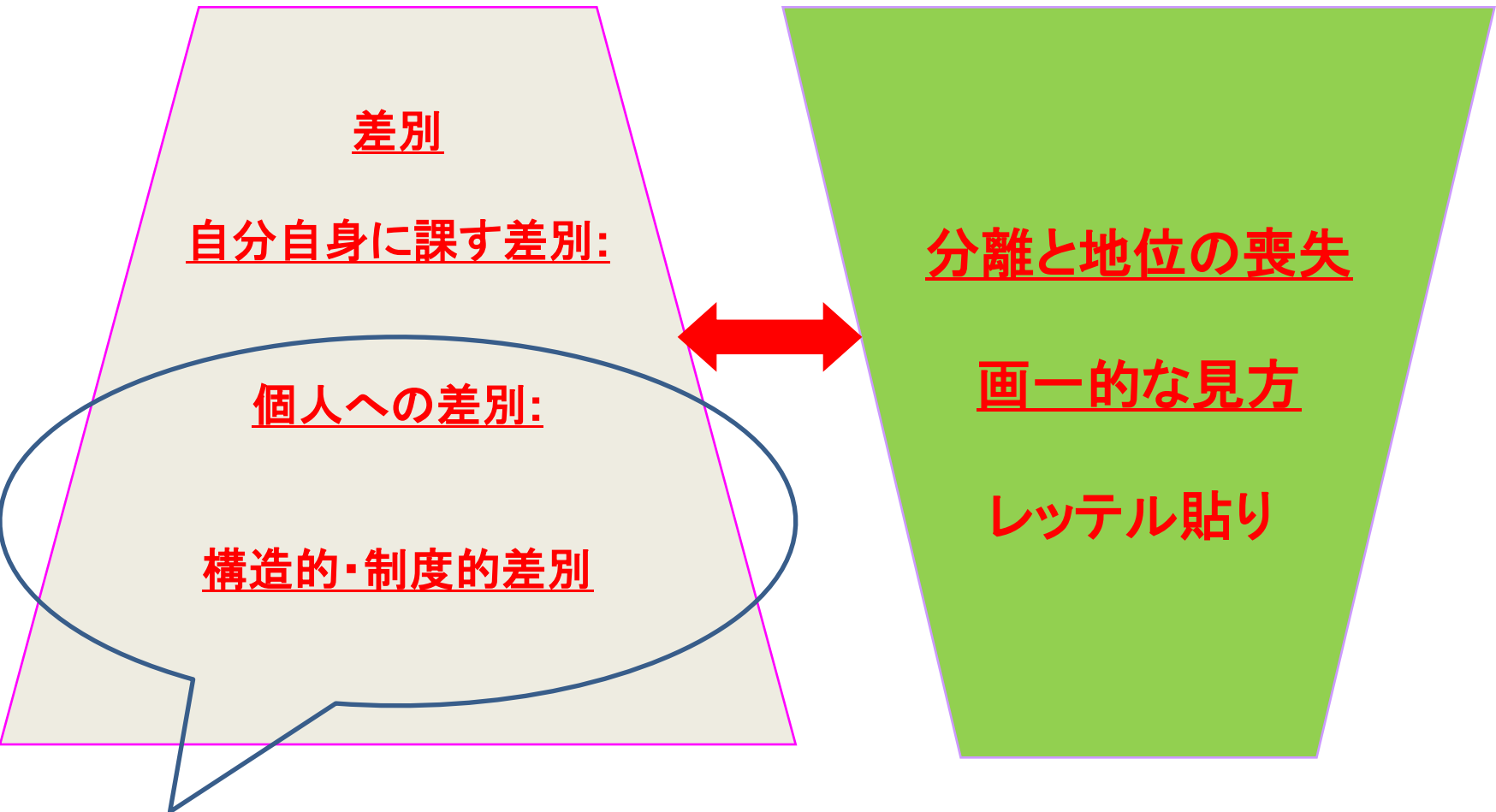
# The real challenges to article 12, “Equal Recognition” before the law

第12条実施への挑戦——障壁ある法は決して法にあらず

Eva Teng

Secretary General, The League For Persons with Disabilities, R.O.C

# スティグマに関する概念的枠組み



法律レベルで解決する部分

● (Mahajan, A. P. et al., 2008)

# 2007年のスティグマ反対キャンペーン ポスター



- 作品テーマの説明
- 何気ないスティグマは、まるでドミノ倒しのように、1つだけでもすべてに影響を及ぼす恐れがある。それは病を持つ者にとって、彼らを尊重しない態度であり、彼らを自らの殻に閉じ込めてその未来を破壊してしまう恐れがある。この創作デザインにより、言葉を発する前にまず考え、他人の健康状態を物笑いの種にしないよう人々に呼び掛けた。

# アジアの父権社会と儒家思想の副作用

- 障害者が成年か未成年かを問わず、重大な決定は両親が代わって下す状況が一般的
- 障害者が従属人口又は家庭内の地位が低い者である場合、家庭内の年長者に法律上の権力行使を代行させる、又はその代行を拒絶する『実質的な能力』と意志が障害者にはあるのか

# 事例1: 人格権の行使と提訴代行

- 市街区歩道のバリアフリー設備の不足で、脳性まひ者(CP)の様々な社会参加が困難となっていた。その父親は息子の権益が侵害されていると考え、息子名義で提訴したが、裁判官に棄却された。父親は「CP当事者」ではないため、提訴を代行し、人格権を代わりに行使できないというのが理由だった。父親は自分が息子の面倒を見ているのに、なぜ提訴を代行できないのかと非常に不満だった。
- 争点: 両親が身障者の法律上の地位と権利を受け入れて理解できているかどうかと、実際に権利能力を行使するかどうかとの違いは? また、身障者は両親がこのようなことを行うのを阻止する能力/家庭内での権力を有するのか(被扶養との利害相反)。障害者権利条約(CRPD)第12条1項で障害者が全ての場において有すると認められている法の前の「人格権」の保障と行使には、様々な形で困難が存在するのか。民法第195条は「他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操を不法に侵害したとき又はその他の人格的法益を不法に侵害したときで情状が重大な場合、被害者は、非財産的被害であっても、相当の金額の賠償を請求できる」と規定している。この人格権の行使は心身の障害により困難となるのか。

## 事例2：医療決定の代行

- 最も議論されているのが、性と生殖に関する権利の行使と不妊手術に関する医療決定
- 争点：性的侵害を回避する自己防衛能力があるのか、身の回りのことを自分で行う能力があるのか、次世代を養育する能力があるのか、障害のない次世代を出産できるのかなど、両親と障害者の論争は尽きず

# 意思能力に関する客観的認識と主観的認識の差

- 専門家の間ですら、障害者が法律上の権利を行使する上で十分な、後見宣告の消滅/廃止を申し立てる能力と情報理解力を有しているか、又は有していると認められるのかということに疑問あり。
- 金融取引、特に借入れと不動産取引を行う能力に関して、情報読解能力の不足や点字・手話通訳などコミュニケーション設備の不足に加えて、特定の障害者は意思能力が不足していると一般的に社会で認識されているという問題がある。このため、金融関連の権利行使に「不正行為防止」や「審査」といった数多くの対策が講じられているが、それは一体、保護か、それとも制約か。
- 保険商品の購入と保険金支払いにおける障壁。精神障害者と知的障害者は生命・傷害保険の購入と保険金支払いに制約がある。その理由は、弱者が利用されることへの懸念（保険金取得目的で殺害されやすいなど）や保険金支払いリスクが高いこと、保険料支払い能力の不足、一家の大黒柱ではないなどといった、関連性のないものである。

# 司法関係者の主観的意識が障害者の法的 能力と支援レベルを決定—精神障害の例

- 司法精神鑑定の必要性の判断は、大多数がいまだに裁判官と検察官の自由心証にゆだねられている。財務的な負担(告訴人の精神鑑定の費用負担が必要)への考慮から、個々の案件の必要に応じた精神鑑定の実施を裁判所が望まない状況も存在する。
- 裁判官は自由心証に基づいて精神鑑定書の採用の是非、又はどの精神鑑定書を採用するかを決定できる。
- 訴訟過程において、身柄を拘束された精神障害者は精神病の病状発現により持続的に審理に応じることができず、裁判の一時停止の申請が必要となるが、治療のための保釈申請と同様、いずれも実現が非常に難しい。拘束中の精神障害者は病状発現により同室に収容中の者と争いを起こして傷害罪で刑罰を下されることすらある。こうした争い行為への「処罰」として「独居房」に収容され、再び治療のための保釈を認められなくなる。こうして、訴訟中・拘束中の精神障害者の生命権と公平な裁判を受ける権利の保障が不十分となっている。
- 司法体系において、精神障害者と知的障害者の「証言能力」に関する主観的な認識に依然としてばらつきがある。



# 重大事件の弁護士選任権に関する衝突が 実務上発生

- 重大事件については司法の訴訟過程において、弁護士又は国選弁護人の選任が必要とされている。しかし、後見宣告を受けていない精神障害者が弁護士の選任と解任を繰り返したり、弁護士の人選で家族と意見が分かれたり、ひいては国選弁護人を拒絶したりした場合に、自ら弁護士権を行使しようとする際のジレンマと課題。

ご清聴、ありがとうございます。



- Email:  
[evateng73@gmail.com](mailto:evateng73@gmail.com)
- Website:  
[www.enable.org.tw](http://www.enable.org.tw)